

令和 6 年 12 月 1 日

中標津町教育委員会管下 学校施設利用（目的外利用）について

- 1 学校施設の目的外利用（学校教育課程活動以外の使用）は、学校教育上支障の無い範囲で社会教育活動など公共性のあるものに利用させることができるものです。営利目的の利用などは禁じられており、誰でも何でも利用できるものではありません。
- 2 学校施設目的外利用は施設特性から、子供が主たる活動や PTA 活動等を優先します。
- 3 利用できる学校施設は次のとおり
(1) 中標津小学校 (2) 中標津東小学校 (3) 丸山小学校 (4) 中標津中学校
(5) 広陵中学校 (6) 計根別学園
- 4 利用できる範囲（学校長の同意及び教育長が許可する範囲内）
施設：屋内運動場、グラウンド、校舎棟（※校舎棟利用は特に協議が必要で原則一般利用はできない）
期間：学校閉庁日（8 月中旬の数日間、年末年始）以外の期間（計根別学園は左記に加え、計根別交流センター閉庁日以外）
時間：8：00～22：00
暖房：特別な事情がない限り使用不可 屋外照明：特別な事情がない限り使用不可
- 5 受益者負担として使用料を徴収します。ただし、少年団利用など一部使用料が免除される場合があります。
屋内運動場：バトミントコート 1 面あたり 昼間 110 円/時間 夜間 220 円/時間（屋体全面＝4 面）
グラウンド：330 円/時間
- 6 申請時の注意事項
利用日は申請時から 1 か月以内です。1 か月を超える利用予定は受付しません。
利用を検討する場合は学校に利用できるか事前確認をしてください。他の利用予定や学校イベント等で長期利用できないこともあります。
- 7 鍵・利用日誌等の受け取り、返却場所
市街地校を利用の場合、役場開庁時間内は教育委員会、閉庁時は役場地下警備室
計根別学園を利用の場合、計根別交流センター開庁時間内に窓口で受け取り、返却時閉庁している場合はポストへ投函。ただし、第 1・3 月曜日の受け取りは 17：00 まで
- 8 事前に利用予定を中止した場合は、学校及び教育委員会学校施設係へ連絡願います。（急な利用中止により学校や教育委員会の閉庁又は休日の場合を除きます）
- 9 新規団体や新規利用者の場合は、活動内容や構成員等資料を、観覧者のある大会等については大会開催要領が必要です。
- 10 施設を破損、鍵等を紛失などした場合は賠償していただきます。
- 11 教育委員会の判断により利用を急遽中止する場合があります。
- 12 利用者は教育委員会又は学校長の命令及び指示に従い、本来子供たちの学びの場であることを念頭に善良に利用してください。
- 13 学校敷地内は全面禁煙です。
- 14 申請の仕方や申請様式など、詳細は教育委員会まで問い合わせ願います。